

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2021/10/25号 (No. 437)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、「中国政府、産学連携における知的財産関連条項の契約書ひな形を公表」と題する記事を作成しました。

本記事は、2021年10月18日に中国国家知識産権局、教育部、科技部が連名で公表した「産学研協力における知的財産関連条項手引き（試行）」に関する解説記事となります。この手引きは、中国において課題となっている大学・研究機関の知財活用を推進する政策の一環として、2020年12月のパブリックコメントを経て制定されたものとなります。本記事では、本手引きの策定背景及び概要について紹介しているところ、是非、ご参考いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】中国政府、産学連携における知的財産関連条項の契約書ひな形を公表
<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/beijing/2021/HK-Newsletter-20211022.pdf>

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 「独占禁止法」改正案提出、全人代常務委が初審議(中国法院網 2021年10月19日)
2. 国家知識産権局、専利の虚偽表示に関連する法律適用について回答(国家知識産権網 2021年10月12日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局と上海市が新ラウンド協力協議で会合(国家知識産権網 2021年10月20日)
2. 国家知識産権局、商標登録証を電子化へ(中国知識産権资讯网 2021年10月18日)
3. CNIPA など3部門、「産学研協力契約の知財条項制定に関するガイドライン」を公表(国家知識産権網 2021年10月18日)
4. CNIPA 申長雨局長、JPO 森長官とテレビ会談(国家知識産権網 2021年10月16日)
5. CNIPA、2020年中国知的財産権発展状況に関する評価報告書を公表(国家知識産権網 2021年10月16日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 浙江省知識産権局、122名の技術調査官を任命 侵害事件の審理に協力 (中国知識産権资讯网 2021年10月18日)
2. 国家知識産権局、中国（上海）知的財産権保護センターの設立を認可(国家知識産権網 2021年10月18日)

【その他地域】

3. 寧夏自治区、知的財産権保護の横断的協力メカニズムを構築(中国政府網 2021年10月20日)
4. 甘肅省、薬品関連の行政法執行と刑事司法との連携活動規則を發布(国家市場監管総局公式サイト 2021年10月18日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 北京冬季オリンピック、冬季パラリンピックの知財保護特別行動が開始(中国知識産権资讯网 2021年10月19日)

【華東地域】

2. 上海、電子商取引関連の知的財産権保護を強化 各方面が協力(中国保護知識産権網 2021年10月20日)
3. 安徽省林業局、植物新品種育成者権の侵害行為を厳罰 特別行動実施(中国保護知識産権網 2021年10月15日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国、「専精特新」の中小企業が急成長 全国で4762社に(中国政府網 2021年10月19日)
2. 中国のAI特許出願が約91万件に 急成長続く(中国企業知識産権網 2021年10月18日)
3. 深セン、「専精特新の小さな巨人企業」169社の平均特許保有件数が20件超(中国保護知識産権網 2021年10月14日)
4. 安徽省、工業企業の特許出願が活発化 R&D投資の効率性が向上しつつ(中国保護知識産権網 2021年10月14日)

○ その他知財関連

1. 第18回上海知的財産権国際フォーラムが開幕(国家知識産権網 2021年10月20日)
2. 第8回中国国際著作権博覧会が浙江省杭州市で開催(中国知識産権资讯网 2021年10月18日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 「独占禁止法」改正案提出、全人代常務委が初審議★★★

中国の「独占禁止法」の改正案が10月19日付で、第13回全国人民代表大会常務委員会（全人代常務委）第31次会議に提出され、初の審議が行われた。

国家市場監督管理総局の張工局長は国务院の委託を受け、会議で独占禁止法の改正案について説明を行なった。改正により、競争政策の位置付けと「公正競争審査制度」の導入が明確にされた。改正案は「国家は公平競争審査制度を構築する」としたうえ、「行政機関及び法律、法規の授権により公共事務管理の職権を有する組織は市場主体の経済活動に関する規定を制定する際に、国家の規定に従って公正競争審査をすべき」としている。

改正案は「セーフ・ハーバー」制度を設けることを提案した。独占協定が達成された事業者は、関連市場における市場シェアが、国务院独占禁止法執行機関によって設定された基準よりも低いことを証明できる場合、原則として禁止しないこととする。

改正案はまた、違反した場合の制裁金を大幅に上げるとともに、独占協定を達成した事業者の法定代表者や責任者に対する処罰規定及び信用懲戒の規定を新設した。

(出典：中国法院網 2021年10月19日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2021/10/id/6320567.shtml>

★★★2. 国家知識産権局、専利の虚偽表示に関連する法律適用について回答★★★

国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、山東省市場監督管理局による「専利（特許、実用新案、意匠）表示の規範的でない行為」、安徽省知識産権局による「同一の違法行為」に対する法律の適用に関する対処方法の照会について、その回答をホームページで公示した。

「回答」は、専利の無効或いは終了後も製品やその包装に専利表示を継続する行為について、「専利法」第68条に規定する「専利詐称行為」に該当するとしたうえ、製品パッケージ上の法律法規或いは国の関連規定で義務付けられている標記以外の文字、図形、画面などが商業広告の特徴に合致する場合、「広告法」の規定が適用されると明確にした。したがって、専利無効後または権利終了後に製品またはそのパッケージに引き続き専利表示をする場合、広告法または専利法のいずれかを適用して処罰することができる。制裁金額は「行政処罰法」第29条の規定に基づき執行されるという。

また、広告に専利製品或いは専利方法が関連している場合、専利番号及び専利の種類を明示しなければならない。販売行為における専利標識の規範的でない表示は「専利標識表示弁法」を適用し認定するという。

(出典：国家知識産権網 2021年10月12日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/12/art_75_170713.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局と上海市が新ラウンド協力協議で会合★★★

10月19日、国家知識産権局と上海市人民政府が上海で新ラウンド協力協議に関する協定を締結し、第1回会合を開いた。国家知識産権局（CNIPA）申長雨局長と上海市の韓正市長が出席し、協力協議議定書に調印し、陳群副市長と甘紹寧副局長が協力協議活動の内容を説明した。

CNIPAと上海市はこの前に3回の協力協定議定書を締結し、一連の成果を獲得している。今回は「高水準の改革開放を遂げた、知的財産権が強い都市の共同構築」というテーマに焦点を絞り、知的財産権分野における改革・イノベーションのパイオニア地域や、知的財産権の高品質な発展を牽引する地域、国際知的財産権保護の高地、知的財産権開放協力の中核ポータル地域などの整備を目指し、協力を一層深める方針である。

(出典：国家知識産権網 2021年10月20日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/20/art_53_170865.html

★★★2. 国家知識産権局、商標登録証を電子化へ★★★

国家知識産権局（CNIPA）は、商標登録時に交付する「商標登録証」を全て電子化する方針を明らかにした。10月9日付のCNIPA公告「商標登録証の発行方式の調整に関する公告（第453号）」によると、2022年1月1日より、出願方式に関わらず全ての商標出願の登録証が電子出願システムを通じて交付され、紙の登録証は今後発行されないことになる。

具体的には、紙出願について、商標局は登録時に「商標登録証受領通知書」を出願人に郵送し、出願人はそれに記載されるURLと取得パスワードを使って、「中国商標網（サイト）」から商標登録証をダウンロードして取得する。電子出願の場合、電子出願システムに登録して商標登録証を取得する。

経過措置が併せて公示されている。2021年10月15日から12月31日までの期間、紙出願について、従来通り紙の商標登録証が発行されると同時に、出願人に「商標登録証受領通知書」が送付され、それに記載されるURLと取得パスワードで電子商標登録証を取得することもできる。電子商標出願について、商標登録証の発行方法は経過措置の期間中に変更されないという。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年10月18日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131332

★★★3. CNIPAなど3部門、「産学研協力契約の知財条項制定に関するガイドライン」を公表★★★

知的財産権の移転を促進し、産学研協力における知的財産権の帰属に関連する課題に企業や大学、研究機関が正しく対処できるように指導し、関連の法的リスクを有効に減らすために、国家知識産権局（CNIPA）がこのほど、国家教育部、科学技術部とともに、「産学研協力契約の知的財産権関連条項の制定に関するガイドライン」を公表した。

この「ガイドライン」には、産学研協力契約書の中の知的財産権に関連する中核条項のみが記載されており、大まかに「共通条項」と「個別条項」の2種類に分けられる。共通条項には、定義、説明、守秘義務などが含まれ、個別条項には、▽大学や研究機関が知的財産権を所有する場合、▽企業が知的財産権を所有する場合、▽知的財産権を共有する場合といった3種類の産学研協力における知的財産権の所属状況に応じて、3つのカテゴリに分類され、知的財産権の帰属、実施、学術発表に係る具体的な条項が明示されている。

(出典：国家知識産権網 2021年10月18日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/18/art_66_170828.html

★★★4. CNIPA 申長雨局長、JPO 森長官とテレビ会談★★★

10月13日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長と日本国特許庁（JPO）の森清長官はテレビ会議形式で会談を行った。

申局長は会合において、中国の「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」を紹介した。また、日本国特許庁は中国国家知識産権局の重要な協力パートナーで、双方は長年、知的財産権分野で幅広く踏み込んだ協力を行い、豊かな成果を上げているなどと語り、双方が引き続き努力して、両国の知的財産権協力が絶えず強化されるよう取り組んでいきたいと表明した。

森長官は、日本の知的財産権政策における最新の動きなどを紹介し、様々なレベルで特許や商標などに関する協力を引き続き推し進めていきたいと語った。

会合ではまた、両国の最新の知的財産権政策や法改正の状況などについて情報交換し、共に関心を寄せる、知的財産権に関する国際事務について意見を交わした。

(出典：国家知識産権網 2021年10月16日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/16/art_53_170806.html

★★★5. CNIPA、2020年中国知的財産権発展状況に関する評価報告書を発表★★★

国家知識産権局（CNIPA）の知的財産権発展研究センターはこのほど、国務院・知的財産権戦略実施活動部門間共同会議弁公室の委託を受け、2020年の中国知的財産権の発展状況について分析・評価を行い、その研究結果をまとめた報告書を発表した。「報告書」は、国家知的財産戦略の実施以来、中国の知的財産権事業が急速に発展し、知的財産権強国に邁進するための確固たる基盤を備えたことを示している。

「報告書」には、国内の指標として「全国・地域知的財産権発展状況評価指標システム」、国際の指標として「知的財産権発展状況国際比較指標システム」という2組の指標システムが含まれる。国内の場合、知的財産権の創造、運用、保護、環境の4つの分野の指数を基に、知的財産権総合発展指数を算出し地域別の状況を分析している。国際の場合、知的財産能力、パフォーマンス、環境の3つの分野の指数を基に知的財産権発展状況指数を算出し、国際比較を行っている。

2020年の知的財産権総合発展指数は304.7（2010年を100として算出）で、年平均成長率は11.8%となる。国内地域別ランキングでは、1位から6位は、広東省、江蘇省、北京市、上海市、浙江省、山東省の順となっている。国際比較では、2015年から2019年にかけて、中国の知的財産権発展水準の世界における順位は2015年の17位から、2019年の8位に上昇している。

(出典：国家知識産権網 2021年10月16日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/16/art_53_170807.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 浙江省知識産権局、122名の技術調査官を任命 侵害事件の審理に協力 ★★★

浙江省市場监督管理局（知識産権局）はこのほど、122名の専門家を浙江省初の技術調査官に任命した。技術調査官は、浙江省内の特許などを巡る権利侵害事件の行政裁決などに参与し、協力する。

浙江省初の技術調査官として任命された122名は、大学や研究機関、企業などからの専門家で、専門技術者が約6割を占める。技術分野は機械、化学工業、製薬、生物学などを含む。浙江省は、技術調査官制度の導入により、行政裁決活動における技術事実の究明に専門家の力を借り、知財侵害判定の能力と水準を高めることを狙っている。今後は、技術調査官の運用体制の最適化や、デジタル技術の活用による活動効率の向上、技術調査官の業務水準の向上などに注力する方針であるという。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年10月18日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131344

★★★2. 国家知識産権局、中国（上海）知的財産権保護センターの設立を認可★★★

国家知識産権局がこのほど、中国（上海）知的財産権保護センターの設立を認可した。これにより、全国の知的財産権保護センターが53カ所に達し、上海保護センターは北京、天津に続き、直轄市全域に向けたサービスを行う三つ目の知的財産権保護センターとなっている。

上海保護センターは新素材や省エネ・環境保全産業に向けて知的財産権の迅速で協同な保護サービスを行う。すでに運用開始されている浦東保護センターとともに、上海市の知的財産権保護とサービス水準の向上、ビジネス環境とイノベーション環境の最適化に努め、知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスの全プロセスを含む上海市の知財迅速協同保護体制の整備を後押しすることとしている。

(出典：国家知識産権網 2021年10月18日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/18/art_53_170830.html

【その他地域】

★★★3. 寧夏自治区、知的財産権保護の横断的協力メカニズムを構築★★★

10月19日に寧夏回族自治区が知的財産権の保護と促進に関して開いた記者発表会で、同自治区が様々な措置を講じて、地域、部門を跨ぐ知的財産権保護の横断的協力メカニズムの構築に取り組んでいることがわかった。

自治区の市場監督管理庁は今年、新疆や陝西、甘肅、青海などの市場監督管理部門とそれぞれ、知的財産権の保護協力を強化する旨の協定を締結した。特許や商標、地理的表示の協力メカニズムを導入し、育成と普及啓発に関する交流、協力を展開することとしている。

自治区知識産権局は今年、部門を跨ぐ協力メカニズムの構築や行政保護と司法保護との連携強化に取り組んできた。自治区の公安厅や高級法院とともに、情報共有システムや訴訟調停引き継ぎ体制、知財紛争の多元的調停体制の改善、強化を推し進めているという。

(出典：中国政府網 2021年10月20日)

http://www.gov.cn/xinwen/2021-10/20/content_5643796.htm

★★★4. 甘肅省、薬品関連の行政法執行と刑事司法との連携活動規則を發布★★★

甘肅省薬品监督管理局、省高級人民法院、省人民検察院、省公安厅が「甘肅省薬品行政法執行と刑事司法連携活動規則」を共同で發布した。行政と司法との突合せの規範化、強化を図り、薬品や医療機器、化粧品を取り巻く市場秩序の維持に一層取り組むこととしている。

同「規則」に薬品に関わる違法犯罪事件の移送、証拠の収集使用、法的監督、協力などを詳細で明確に定めた内容が盛り込まれている。また、県級以上の薬品監督管理部門、裁判所、検察院、公安機関の間で情報共有、事件移送、協力協議、情報開示などに関する活動体制を確立するよう求めるとともに、各部門それぞれ担当する作業の内容を明確にしている。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2021年10月18日)

http://www.samr.gov.cn/xw/df/202110/t20211018_335770.html

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 北京冬季オリンピック、冬季パラリンピックの知財保護特別行動が開始★★★

国家知識産権局と国家市場監督管理総局がこのほど、「北京 2022 年冬季オリンピックと冬季パラリンピックの五輪マークの知的財産権を守る特別行動プラン」を共同で発表した。五輪マーク関連の知的財産権の保護を強化するために、各分野の関連活動を推し進めることとしている。

この「特別行動プラン」は、全面的な保護の推進、活動体制の最適化、普及啓発の強化、重点分野のエンフォースメント実施、違法取り締まりの強化といった 5 つの重点任務を定めている。また、指導の強化や情報の共有、迅速な対応などを求めている。

国家知識産権局は「特別行動プラン」が徹底的に実施されることを狙い、10月中旬から各地方の知的財産権管理部門の関係者が参加する知財保護研修クラスを実施することとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年10月19日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131358

【華東地域】

★★★2. 上海、電子商取引関連の知的財産権保護を強化 各方面が協力★★★

上海市商務委員会、上海市知識産権局、電子商取引大手の拼多多（ピンドゥオドゥオ）、世界的に有名なブランドのルイ・ヴィトンと中国国内の複数の出版機構が上海で「プラットフォームとブランドが提携し、模倣品を撲滅する」セミナーを共催した。電子商取引関連の知的財産権保護とプラットフォーム・ガバナンス協力、より安全で浄化した電子商取引環境の構築などをめぐって議論が交わされた。

セミナーの会場において、ピンドゥオドゥオが業界協会、企業、著作権者代表と共同で、電子商取引プラットフォームにおける知的財産保護のグレードアップイベントを始動させた。同イベントでは制度整備、技術開発、資金投入、ブランド提携などを通じて、商標や特許、著作権、地理的表示の保護に共に取り組むこととしている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年10月20日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202110/1965644.html>

★★★3. 安徽省林業局、植物新品種育成者権の侵害行為を厳罰 特別行動実施★★★

安徽省林業局は今年も林業関連の植物新品種育成者権を守る特別行動を実施する方針である。権利侵害行為を効果的に抑止し、種子や苗木を取り巻く環境を整備しつつ、公平に競争できる市場秩序を維持するよう取り組むという。同局関係者が明らかにした。

今回特別行動の主な取り締まり対象は、育成者の許諾なしに種苗の生産、繁殖や、繁殖材料の販売を行うことや、植物新品種の詐称、登録品種名の不正使用などを含む。特に苗木や花の見本市、電子商取引サイトなど、権利侵害が多発する市場に重点をおいて監視、指導を行い、管理活動を強化し、育成者権に関わる違反行為をタイムリーに摘発し処罰するよう注力するとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年10月15日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zwxpz/202110/1965528.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国、「専精特新」の中小企業が急成長 全国で4762社に★★★

手工芸品のワークショップからスマート製造工場まで、「ゼロベース」の研究開発からインテリジェント製造大国への支援まで、中国では、一部の中小企業がイノベーションの最前線に立ち、「専精特新（専門化・精密化・特徴化・革新化）」された成長の道を歩み始めた。

中国工業・情報化部が発表したデータによると、このような「専精特新」の「小さな巨人企業」と呼ばれる中小企業は全国で4762社ある。これらの企業の売上高研究開発費比率は平均7%を超え、研究開発者が全従業員に占める割合は平均25%、有効特許（特許、実用新案、意匠）の保有件数は平均50件を超える。2019年初年から2020年末、「小さな巨人」企業保有数国内トップの浙江省では、470社の「小さな巨人」企業が保有する有効特許は6460件、策定または修正に参加した国際規格や国家規格、業界規格が1183件であった。

工業・情報化部はこれまで、3期に分けて4762社の国家級専精特新「小さな巨人」企業を認定した。第3期に認定した2930社を地域分布から見ると、東部、中部、西部にそれぞれ1773社（61%）、746社（25%）、411社（14%）が分布されており、全国の製造業企業の地域分布規則とほぼ一致している。

(出典：中国政府網 2021年10月19日)

http://www.gov.cn/xinwen/2021-10/19/content_5643541.htm

★★★2. 中国のAI特許出願が約91万件に 急成長続く★★★

10月15日に発表された報告書「中国の人工知能高価値特許及びイノベーション駆動力分析」によると、中国の人工知能（AI）技術特許は急成長が続いており、今年9月末時点の特許出願件数は90万9401件、登録件数が25万3811件に達した。

同報告書は国家工業情報安全発展研究センターと中国工業・情報化部電子知的財産権センターが毎年発表しているもので、今年が4回目となっている。報告書によると、中国のAI技術は多岐にわたる発展を遂げている。基礎汎用分野のイノベーションが活発化し、応用分野の特許が高いシェアを占めている。また、バイドゥやテンセント、アリババ、ファーウェイ、平安科技などの中国企業による特許出願が大半を占め、清華大学や浙江大学、中国科学院などが深層学習、量子計算、自然言語処理などにより多くの研究開発資源を投入していることがわかった。

(出典：中国企業知識産権網 2021年10月18日)

<http://www.cneip.org.cn/html/8/42238.html>

★★★3. 深セン、「専精特新の小さな巨人企業」169社の平均特許保有件数が20件超★★★

10月12日、「2021深セン専精特新企業・高品質発展シンポジウム」が開催され、政府や企業、サービス機構からの関係者が一堂に会し、議論を交わした。専精特新（専門化・精密化・特徴化・革新化）企業への支援強化を狙い、会場で「深セン専精特新企業能力賦与サービス連盟」が発足するとともに、中小企業を対象とした融資マッチング会も行われた。

深セン中小企業服務局が発表したデータによると、深センでは中小企業の数が多く、起業や商業活動も盛んである。6月末時点の深セン市中小企業数は230万社を超え、その中で、「専門化・精密化・特徴化・革新化」という4つの優れた特徴を備えている「専精特新の小さな巨人企業」は169社に達し、その数は広東省最多、全国では4位にランクインしている。昨年、169社の売上高の平均増加幅は23.9%で、特許保有件数は合わせて3500件以上、1社あたり平均では20件以上となっている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年10月14日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/kjcx/202110/1965489.html>

★★★4. 安徽省、工業企業の特許出願が活発化 R&D投資の効率性が向上しつつ★★★

安徽省統計局が10月13日に発表したデータによると、同省の年商2000万元以上のいわゆる「規模以上工業企業」による特許などの出願が活発化しており、出願企業数は急増し、研究開発（R&D）投資の効率も向上しつつある。

安徽省の規模以上工業企業の中で5918社が特許または実用新案、意匠を出願していることが今回調査でわかった。2020年の前回調査から945社、19%増加した。特許出願を行った企業は同16.2%増の4356社、有効特許を保有する企業数は同17.9%増の4969社であった。

研究開発の効率性から見ると、投入した研究開発費の1億元あたりの特許出願件数は42.4件、同6.5%増加し、効率が安定的に増加していることが伺える。規模以上工業企業が保有する有効特許は合わせて約7万件で、同28.6%増加し、実施された特許は4万件を超え、同29.3%増加した。

（出典：中国保護知識産権網 2021年10月14日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/kjcx/202110/1965486.html>

○ その他知財関連

★★★1. 第18回上海知的財産権国際フォーラムが開幕★★★

10月19日、「デジタル経済時代の知的財産権保護と国際協力」をテーマとした第18回上海知的財産権国際フォーラムが開幕した。上海市の李強書記、最高人民法院の賀榮常務副院長、国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長が開幕式に出席し、演説した。世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長がビデオ形式で祝賀メッセージを送った。

開幕式において、上海市の陳群副市長とWIPO中国事務所の劉華主任が第3回上海知的財産権イノベーション賞の受賞者に賞を授与した。上海市高級人民法院とWIPO仲裁調停センターが了解覚書を締結した。

フォーラムはCNIPA、WIPO、上海市政府が共催し、4日間にわたって行われ、「グローバルデジタル経済時代に寄与する知的財産権運営」「イノベーションと国際協力」などの話題を巡って議論が交わされる。

（出典：国家知識産権網 2021年10月20日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/20/art_53_170867.html

★★★2. 第8回中国国際著作権博覧会が浙江省杭州市で開催★★★

10月16日、中国国家版權局が主催する第8回中国国際著作権博覧会が浙江省杭州市で開催された。3日間にわたって開催され、国内、国際、著作権産業、浙江などをテーマとした複数の展示エリアが設けられ、図書、音楽、映画、アニメーション、コンピュータソフトウェア、工芸美術などの優れた作品が展覧されている。

国家戦略も視野を入れて行われた今回著作権博覧会は、著作権管理活動の強化、著作権貿易の促進、著作権産業の高品質な発展を目指した重要措置の一つであると位置付けられている。著作権展示会における取引体制のさらなる改善、著作権産業の成長加速などを推し進める上で重要な意義があると見られる。

開幕式において、世界知的所有権機関（WIPO）と中国国家版權局は「2020中国著作権金賞」授賞式を共同で催し、作品賞、運用普及賞を発表したほか、最高人民法院民事裁判第三法廷の第五合議法廷、北京市版權局版權管理处などに保護賞や管理賞を授与した。

今回の博覧会ではさらに著作権保護で映画産業の発展を促進するフォーラムなど10余りのイベントが催された。

（出典：中国知識産権资讯网 2021年10月18日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131339

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved